

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第7条第8項」を「第7条第7項」に改め、同項ただし書中「又は第24号」及び「の環境性能割又は種別割」を削る。

第1条の6第5号中「自動車税の種別割について、」を削り、同条第6号中「又は第24号」を削り、「これら」を「同号」に改める。

第2条第15号から第23号の2までを削り、同条第24号中「障害者のために専ら供する」を「政令第7条第1号から第4号までに掲げる者（以下「身体障害者等」という。）のうち別表第1に規定する障害の級別及び程度に該当する障害を有するもの（以下「障害者」という。）のために専ら供する」に改め、「の種別割」を削り、同号を同条第15号とし、同条第25号中「障害福祉施設」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項若しくは第6項の主務省令で定める施設若しくは同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害福祉施設」という。）」に、「第31号」を「第22号」に改め、「の種別割」を削り、同号を同条第16号とし、同条第26号中「公益社団法人」及び「公益財団法人」の次に「（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）」を加え、「障害児」を「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）」に、「介護老人施設に入所している要介護者」を「介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院（次号において「介護老人施設」という。）に入所している同法第7条第3項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）」に改め、「の種別割」を削り、同号を同条第17号とし、同条第27号中「身体障害者福祉法」の次に「（昭和24年法律第283号）」を加え、「の種別割」を削り、同号を同条第18号とし、同条第28号中「特定非営利活動促進法」の次に「（平成10年法律第7号）」を、「規定する法人」の次に「（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。次号において同じ。）」

を、「、又は老人福祉法」の次に「（昭和38年法律第133号）」を加え、「の種別割」を削り、同号ア中「規定する通所リハビリテーション」及び「介護予防通所リハビリテーション」の次に「（入浴及び食事の提供を伴うものに限る。）」を、「第一号通所事業」の次に「（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」を、「要介護者又は」の次に「介護保険法第7条第4項に規定する」を加え、同号を同条第19号とし、同条第29号中「第一号訪問事業」の次に「（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」を加え、「係る同法」を「係る介護保険法」に改め、「類する事業」の次に「（当該事業に係るサービスの提供を受けるために要する費用について県内の市町村の補助を受けている者を対象とする事業に限る。）」を加え、「の種別割」を削り、同号を同条第20号とし、同条第30号中「地域活動支援センター等を」を「障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は就労することが困難な在宅障害者に対し、地方公共団体の補助を受けて作業訓練等を行う施設（以下この号において「地域活動支援センター等」という。）を」に、「第27号」を「第18号」に改め、「の種別割」を削り、同号を同条第21号とし、同条第31号中「第24号」を「第15号」に改め、「の種別割」を削り、同号を同条第22号とし、同条第32号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を、「開設者」の次に「（日本赤十字社を除く。）」を加え、「の種別割」を削り、同号を同条第23号とし、同条第33号中「の種別割」を削り、同号を同条第24号とし、同条第34号中「の種別割」を削り、同号を同条第25号とし、同条第35号中「の種別割」を削り、同号を同条第26号とし、同条第36号中「の種別割」を削り、同号を同条第27号とし、同条第37号中「の種別割」を削り、同号を同条第28号とし、同条第38号中「の種別割」を削り、同号を同条第29号とし、同条第39号中「の種別割」を削り、同号を同条第30号とし、

同条第40号中「の種別割」を削り、同号を同条第31号とする。

第7条第4項中「の種別割」を削り、同条第5項中「次項において同じ。」及び「の種別割」を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とする。

第12条第1号中「の環境性能割及び種別割並びに」を「及び」に、「自動車税に関する事項の証明にあつては環境性能割又は種別割ごとに1件とし、特別法人事業税に関する事項の証明にあつては」を「特別法人事業税に関する事項の証明にあつては、」に改める。

第13条中「同条第33号」を「同条第24号」に改め、「の種別割」を削り、「自動車税の環境性能割並びに法第177条の11第3項」を「法第158条第3項」に改め、「自動車税の環境性能割及び」を削る。

第13条の2第1項中「の種別割」を削る。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

附則第7項中「附則第23項に」を「附則第22項に」に、「附則第23項各号」を「附則第22項各号」に改める。

附則第9項中「附則第29項第3号」を「附則第28項第3号」に改める。

附則第22項を削る。

附則第23項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「一般乗合旅客自動車で、公共交通移動等円滑化基準」を「道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車に限る。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）」に、「の種別割（初回新規登録）を」（最初の道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録（県内における登録に限る。以下この項において「初回新規登録」という。））」に改め、「の種別割」を削り、同号ア中「ノンステップバス」を「乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない自動車で、道路運送車両

法第58条に規定する自動車検査証において「ノンステップバスである旨が明らかにされているもの」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号中「一般乗用旅客自動車」を「道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車」に改め、「の種別割」を削り、同号を同項第2号とし、同項を附則第22項とする。

附則第24項中「（法附則第12条の2の13第1項から第3項までの規定を適用して算出した自動車税の環境性能割を減免する場合にあつては、これらの規定が適用されないものとして算出した税額の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）から、これらの規定が適用されないものとして算出した税額に相当する額と税額との差額を控除した額（当該額が0に満たないときは、0））」を削り、同項を附則第23項とし、附則第25項から第30項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1の2 戦傷病者の表を削り、別表第1中3 政令第7条第1号に掲げる者の表を2 政令第7条第1号に掲げる者の表とし、4 政令第7条第2号に掲げる者の表を3 政令第7条第2号に掲げる者の表とし、同表の次に次の1表を加える。

4 政令第7条第4号に掲げる者

障害の区分	恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2及び第1号表の3に規定する重度障害の程度及び障害の程度
視覚	特別項症から第4項症まで
聴覚	特別項症から第4項症まで
上肢	特別項症から第3項症まで
下肢	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
体幹	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
その他	特別項症から第4項症まで

別表第2の21の項から29の項までを次のように改める。

21	削除	削除
22	削除	削除
23	削除	削除
24	削除	削除
25	削除	削除
26	削除	削除
27	削除	削除
28	削除	削除

29 削除	削除
-------	----

別表第2の29の2の項を削り、同表30の項中「第2条第24号」を「第2条第15号」に改め、「の種別割」を削り、「第2条第31号」を「第2条第22号」に、「第177条の11第1項」を「第158条第1項」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同表31の項中「第2条第25号」を「第2条第16号」に改め、「の種別割」を削り、「第177条の11第1項」を「第158条第1項」に、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に、「第177条の11第3項」を「第158条第3項」に、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同表32の項中「第2条第26号」を「第2条第17号」に改め、「の種別割」を削り、同表第33の項中「第2条第27号」を「第2条第18号」に改め、「の種別割」を削り、同表34の項中「第2条第28号」を「第2条第19号」に改め、「の種別割」を削り、同表35の項中「第2条第29号」を「第2条第20号」に改め、「の種別割」を削り、同表36の項中「第2条第30号」を「第2条第21号」に改め、「の種別割」を削り、同表37の項中「第2条第31号」を「第2条第22号」に改め、「の種別割」を削り、同表38の項中「第2条第32号」を「第2条第23号」に改め、「の種別割」を削り、同表39の項中「第2条第33号」を「第2条第24号」に改め、「の種別割」を削り、「第177条の10第1項」を「第157条第1項」に改め、同表40の項中「第2条第34号」を「第2条第25号」に改め、「の種別割」を削り、同表41の項中「第2条第35号」を「第2条第26号」に改め、「の種別割」を削り、同表42の項中「第2条第36号」を「第2条第27号」に改め、「の種別割」を削り、同表43の項中「第2条第37号」を「第2条第28号」に改め、「の種別割」を削り、同表44の項中「第2条第38号」を「第2条第29号」に改め、「の種別割」を削り、「第177条の10第2項」を「第157条第2項」に改め、同表45の項中「第2条第39号」を「第2条第30号」に改め、「の種別割」を削り、同表46の項中「第2条第40号」を「第2条第31号」に改め、「の種別割」を削る。

別表第4の4の項中

「
納付書（自動車税環境性能割の更正・第 8 号様式
決定用）を
」

「
削除に改め、
」

「種別割」を削り、同表 5 の項中「種別割」を削り、同表 35 の項中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改め、同表 36 の項中「第 44 条の 4 第 1 項」を「第 44 条の 2 第 1 項」に改め、同表 101 の項から 106 の項までを次のように改める。

101	削除	削除
102	削除	削除
103	削除	削除
104	削除	削除
105	削除	削除
106	削除	削除

別表第 4 の 107 の項中「第 177 条の 11 第 2 項」を「第 158 条第 2 項」に改め、「種別割」を削り、同表 112 の項中「種別割」を削り、同表 113 の 2 の項中「自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の照会書」を「自動車税の賦課徴収に関する事項の照会書」に改め、同表 113 の 3 の項中「自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の報告書」を「自動車税の賦課徴収に関する事項の報告書」に改める。

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式 削除

第 9 号様式の 4 中「（自動車税種別割督促状等（OCR バーコード付）用）」を「（自動車税督促状等（OCR バーコード付）用）」に、「神奈川県自動車税種別割納付書兼納付済通知書」を「神奈川県自動車税納付書兼納付済通知書」に、

「神奈川県原符兼「神奈川県原符兼
払込金受領証を払込金受領証に、
自動車税種別割自動車税」

「
自動車税種別割を自動車税に改める。
」

第 10 号様式中

自動車登録 (車両)番号								
年度		月分		新・移・軽				
環境 性能割	税額	百	十	万	千	百	十	円
	延滞金	日分						
種別割								
計								
納期限		. .						

を

自動車 登録番号								
年度		月分						
県	税	自動車税						
税額		百	十	万	千	百	十	円
納期限		. .						

に、

「、横浜銀行川崎支店自動車税管理事務所川崎駐在事務所内派出所」を「及び横浜銀行川崎支店自動車税管理事務所川崎駐在事務所内派出所」に改め、「、横浜銀行中山支店神奈川県自動車会議所神奈川事業所内派出所及び横浜銀行愛川支店神奈川県自動車会議所軽相模事業所内派出所」を削る。

第16号様式中「(自動車税種別割一般用)」を「(自動車税一般用)」に、

「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第16号様式の2「(表)」中「(自動車税種別割随時用)」を「(自動車税随時用)」に、

「

自 動 車 税 種 別 割 ()

を

自 動 車 税 ()

に
」

改める。

第20号様式の2及び第20号様式の3中「種別割」を削る。

第49号様式から第50号様式の3までの規定中「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に、「自動車税種別割（令和元年9月30日以前に納税義務が発生し、課税された自動車税）」を「自動車税（令和元年10月1日から令和8年3月31日までの間に納税義務が発生し、課税された自動車税種別割）」に改める。

第74号様式の3の備考2及び第76号様式中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

第113号様式から第131号様式までを次のように改める。

第113号様式から第131号様式まで 削除

第132号様式（表）中「（自動車税種別割一般用）」を「（自動車税一般用）」に、「神奈川県自動車税種別割納付書兼納付済通知書」を「神奈川県自動車税納付書兼納付済通知書」に、

「神奈川県原符兼
 払込金受領証
 自動車税種別割」を
 「神奈川県原符兼
 払込金受領証
 自動車税」に、

「

年度
(月随時分)
自動車税 種別割

」

を

「

年度
(月随時分)
自動車税

」

に改め、

同様式（裏）の備考1中「種別割」を削り、同様式（裏）の備考3中「自動車税種別割申告書」を「自動車税申告書」に改める。

第132号様式の2（表）中「（自動車税種別割口座振替用）」を「（自動車税口座振替用）」に、「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、

「

自動車税種別割

」

を

「

自動車税

」

に改め、

同様式（裏）の備考1中「種別割」を削り、同様式（裏）の備考2中「自動車税種別割申告書」を「自動車税申告書」に改める。

第132号様式の3中「（自動車税種別割随時課税等用）」を「（自動車税随時課税等用）」に、「自動車税種別割

年度（ 月随時分）」を「自動車税

年度（ 月随時分）」に、「自動車税種別割が」を「自動車税が」に、「第177条の11第7項」を「第158条第7項」に、「自動車税種別割申告書」を「自動車税申告書」に改める。

第132号様式の4（表）中「（自動車税種別割一括納税用）」を「（自動車税一括納税用）」に、

「自動車税種別割 「自動車税
（一括納税）」を （一括納税）」に、

「自動車税種別割納税通知書」を「自動車税納税通知書」に、

「

年度 自動車税種別割

」を「

年度 自動車税

」に改め、

同様式（裏）の備考1中「種別割」を削り、同様式（裏）の備考3中「自動車税種別割申告書」を「自動車税申告書」に改め、同様式の付表中「自動車税種別割納税通知書（一括納税用）内訳書」を「自動車税納税通知書（一括納税用）内訳書」に改める。

第137号様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

第141号様式中「自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の照会書」を「自動車税の賦課徴収に関する事項の照会書」に、「係る自動車税種別割」を「係る自動車税」に、「自動車税種別割申告書」を「自動車税申告書」に改める。

第141号様式の2中「自動車税種別割の賦課徴収に関する事項の報告書」を「自動車税の賦課徴収に関する事項の報告書」に、「とおり自動車税種別割」を「とおり自動車税」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の神奈川県県税条例施行規則の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、な

お従前の例による。

- 3 この規則の施行の前日に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。